令和8年度史跡通法寺跡　本堂跡の発掘調査

通法寺のあらまし

　通法寺跡は、羽曳野市通法寺に所在し、源頼義(よりよし)が平安時代の長久４（1043）年に狩猟の途中に千手観音を発見したことから、居館の南側に観音堂を建立し、安置したことが始まりとされる河内源氏の菩提寺です。
　戦国時代末期に、織田信長による古市攻めで焼失して荒廃しましたが、江戸時代の元禄13（1700）年に徳川綱吉の命により再建されました。しかし、明治時代初期には、廃仏毀釈(はいぶつきしゃく)によって、現在も残る鐘楼、山門を除くほとんどの建物が取り壊されてしまいました。
　現在、境内跡には本堂跡の礎石、鐘楼、山門、源頼義墓などが、南の丘陵上には源頼信(よりのぶ)墓、源義家(よしいえ)墓などが残ります。このことから、通法寺跡は河内源氏の信仰と歴史の変遷を今日に伝える場所として、昭和32年に国の史跡に指定されました。
　羽曳野市では、令和8年3月に「史跡通法寺跡保存活用計画」を策定し、その記載内容に従って文化財調査を進めています。また、現在は「史跡通法寺跡整備基本計画」の策定に向けた取組みを進めています(令和10年度策定予定)。

調査について

調査の目的
　・本堂跡の基壇の作り方や正確な範囲、現在どのぐらい残されているか、江戸時代よりも前の時代の建物の跡が残っているか、を確認することを目的に調査を行いました。
　・また、今後通法寺跡の整備を進める際に利用するためのデータを得ることを目的に調査を行いました。
調査の方法
　・本堂の跡の東西に、1m×6mの調査区を各1か所設定し、発掘調査を行いました。
　・土に埋もれていた縁石や本堂の基壇(いずれも江戸時代)を確認した後、基壇を調査区幅の半分(約50㎝)で深く掘っていくことによって、基壇の土をどのように積み上げていったのか確認しました。
　・基壇の土を積み上げる時の地盤となった地層が確認されたため、その深さで掘ることを止めました。

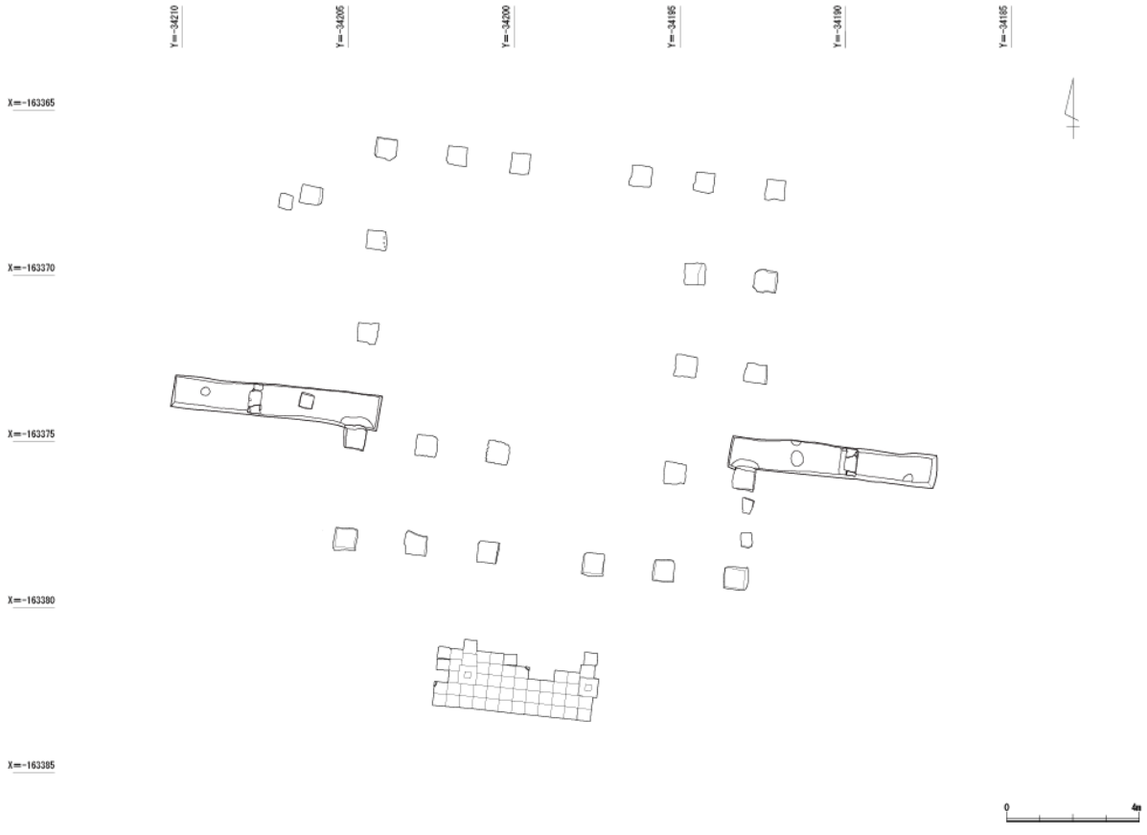
わかったこと

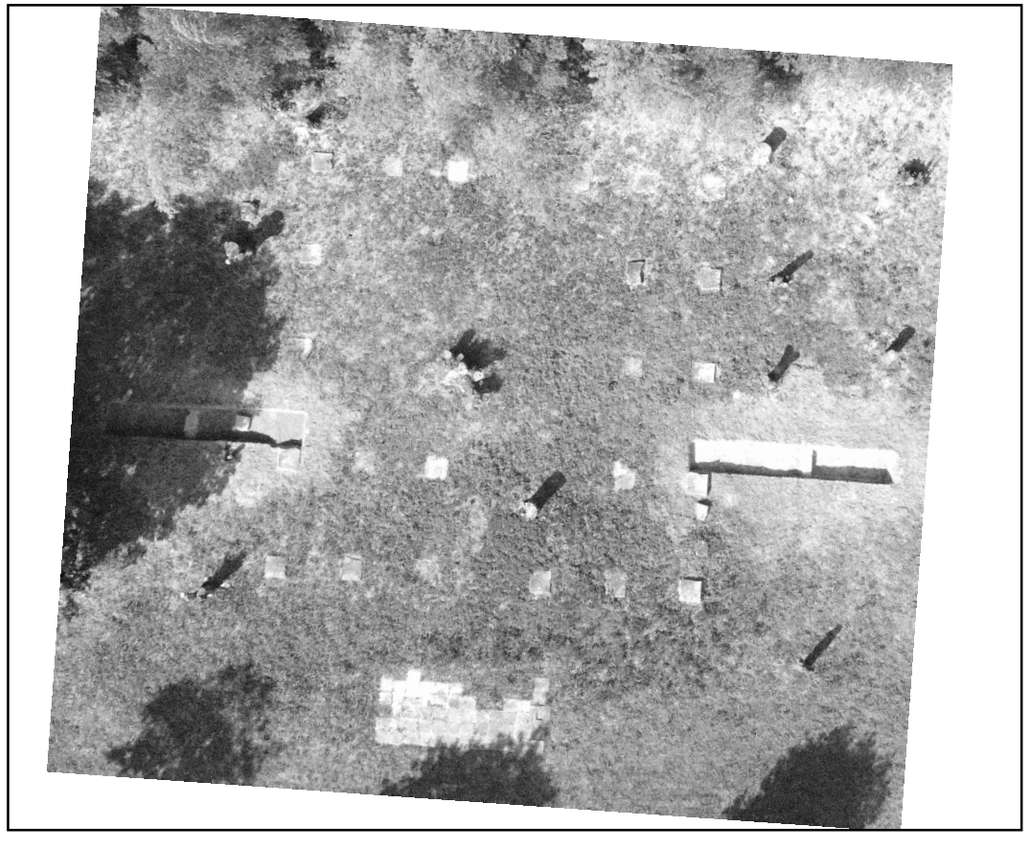
縁石、縁先柱礎石の確認
　・江戸時代の享和元(1801)年に描かれた絵図「河内名所図会」(かわちめいしょずえ)に描かれた通法寺本堂のうち、縁石(えんせき)や縁先(えんさき)柱の礎石が出土しました。
　　これらは史跡通法寺跡においてはじめて確認されました。
本堂の規模の確認
　・東西の縁石の距離は、約18ｍ(約6丈)でした。縁石は幅0.35m(約1尺)、厚さ0.1ｍ(約3寸)に満たない板のような石を並べたものでした。
　　江戸時代の人々は、地表に露出させた縁石を用いて視覚的に本堂を区画していたようです。
基壇の構造の確認
　・東西の調査区で土の質(色味、硬さ、砂つぶの大きさなど)が大きく異なります。
　・縁石を境目と考えたとき、基壇と外側の土の質はよく似ています。
　・したがって、基壇を造る時、その場所ごとに周辺の土を利用して、高く盛り上げて造成していったと考えることができます。
　・また、基壇の土盛りを行ってから、本堂の柱を立てるための礎石を据えるための穴を掘っていること(作業の順番)が分かりました。
　・礎石を据える穴は、一旦石よりも深く掘り、少しづつ土で埋めながら、礎石の平らな部分の高さがそろうように調整されました。
　・礎石は、地面から露出する部分は滑らかに形を整えられていますが、地面に埋まる見えない部分は、荒々しい石の表面や石を割る時の道具の跡が残されています。

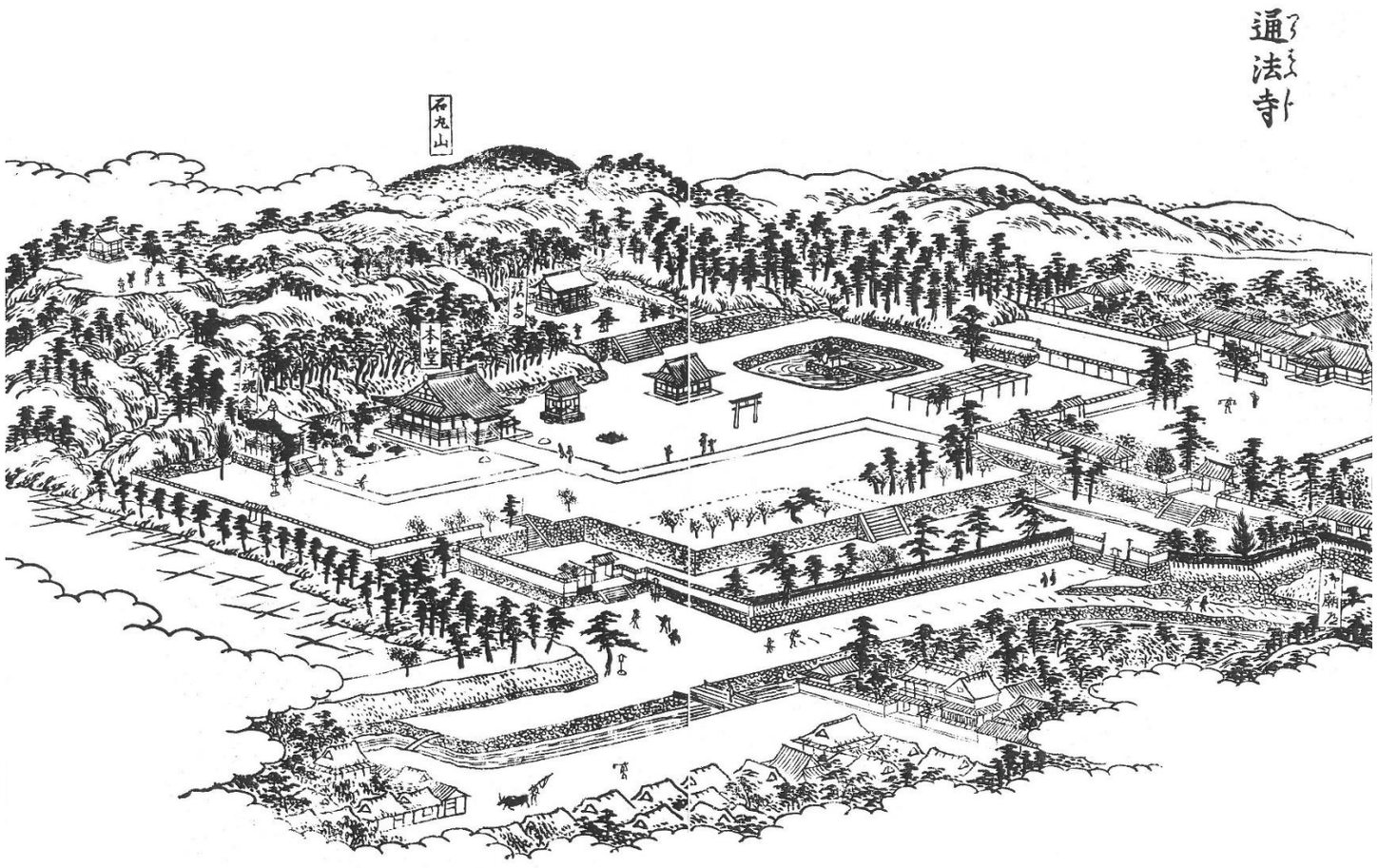


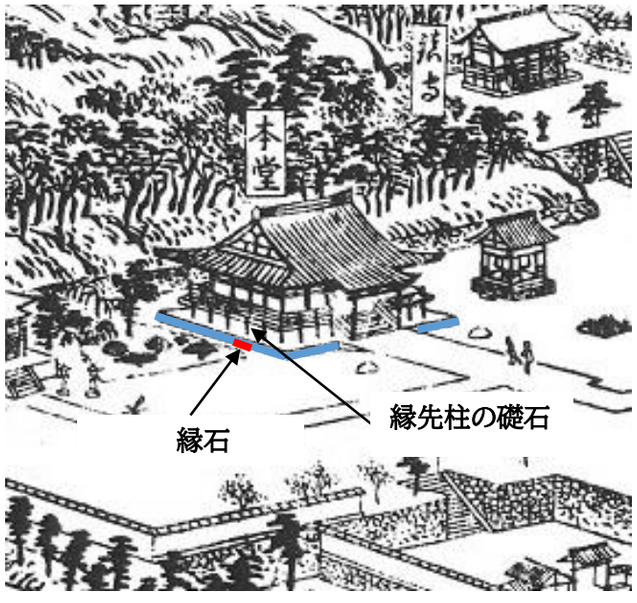












左上：本堂跡の平面図　　右上：現在の航空写真

左下：河内名所図会『通法寺』　　右下：本堂跡を拡大、加筆